

ることとするが、人事交流の必要にからんがみ国家公務員と地方公務員、または公共企業体職員との在職年数の通算等を考慮する、こうしたことになつておりますので、私どもいたしましてはこの答申の趣旨を尊重いたしまして

總理府恩給局がございまして直接の所管でございますし、また地方公務員の関係につきましては自治庁が当面の所管でございますので、私どもいたしましては國家公務員における全般の公務員制度との関連を見まして、それらの当局と十分連絡をとりまして将来具体案を練つて行きたい、かように考えておる次第でございます。

○加瀬完君 今の御説明にもございましたが、結局今の恩給制度といいますか、あるいは広く考えれば退職年金に見合るべき制度といいますか、これを具見合すべき制度といいますか、これを

国が支給する範囲と、それから自治体が支給する範囲と、それから公社が支給する対象になるものと、これらいろいろに分れておると思つ。で

今御説明の中にもありましたように、それではこれらの関連が密接についておるかということになりますと、それもつておらない。そういうふうないろいろの点が答申案にも出ておるわけでございますが、それらについて

特に答申案の中にもありますように、市町村の公務員は自主性を尊重して市町村の条例などで認めることになりますと、財源を伴うもので必ずしも市町村だけではまかなえないといふ事態も生じないわけでもない。それらを今検討中だとおっしゃいますけれども、どういふ方向に持つていいこうとい

う政府はお考えであるか、その点を伺いたい。いろいろ今申し上げました三者との関連ですね。

○政府委員(小林與三次君) 自治庁といたしましては、これは国家公務員全体と地方を通ずる問題でございますので、今お話の通り国家公務員制度を基

礎にして地方の公務員制度も運用させて行きたいという考え方でございますが、地方の自治権との関連もありますので、細目の問題は条例に譲るという立場でございます。それは基本的に考え方で行きたいと思つた際にはもちろん財源措置は当然地方の一般財源として確保するという立場でございます。これは自治庁としてこれは基本的な考え方で行きたいと思つたことによつて、それが地元の問題は条例に譲るという立場でございます。私は自治庁としてこれは基本的な考え方で行きたいと思つたことによつて、それが地元の問題は条例に譲るという立場でございます。

○政府委員(大山正君) 答申にござい

ますように退職年金制度の内容といつたるものは現在どういうことですか。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

そうすると御説明により

ますと、支給年限の点と、それから給

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ
うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

うものをどこまでも延ばしていくこ

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知いたしております。

○政府委員(大山正君)

いたしましては、これまで延ばしていく

う政府はお考えでなければ支

付の内容の点と、こういふものを一応あ

る程度の話し合いといつては、やはりお話をよ

うに承知

らに検討して参りたいと、かように考
えておる次第でございます。ただいま
の場合私どもいたしましては、まず
国家公務員制度の基本的な問題につい
て検討を続けておる、こういう状態で
ござります。

○加瀬完君 現在調査室で考え方されて
おる範囲で計算をいたしまして、財政に
の拡大はどれくらいと現在の恩給法に
による支給と比べて、どのくらい拡大す
るということになつておりますか。

○政府委員(大山正君) 先ほど申し上
げましたように、実はまだとえは国
家公務員の範囲をどこで切るかという
ことが、最も基本的な問題が、ここで
御説明申し上げるまでの具体的な案に
固まつております、遺憾ながら財政
的に幾ら幾らといふ計算のところまで
至つておらない次第であります。

で、進捗をだいぶ憂慮いたしておつたのであります。最近におきましては受け入れ態勢も整備いたしましたし、ほとんど本年度の事業は予定通り消化し得る見通しになつておるのでござります。そして遂次地元住民の生産の状況も復興いたしつつあります。地元といいたしましては、なお復興のテレホのおそいことにつきましていろいろ注文がきわめて多いのです。が、われわれといたしましてもすみやかにこの特殊事情にかんがみまして、早く復興計画を完成させたい、こういう念願でおるのをございます。本日もちらりと復興事業審議会を開いておりまして、明年度の実施計画の検討に入つておる状況でございます。その他まことに起つた問題でございまして、名瀬市の大火が昨年年末に起りまして、この復興がこの問題のワク内に起つた問題でございまして、厚生省それから建設省それから私がこのところ、これが中心になりまして、厚生省は急復旧に重点を置き、建設省は直ちに公営住宅法に基く三百六十戸の住宅建設を考える。それから建設省と協力いたしまして、この前奄美群島の復興特別措置法を御改正願つて、土地区画整理事業と都市計画をここで、本年度、三十年度は二千四百万円の事業計画を立てて実施いたしておるので、さつそく都市計画を実施するごとに、大体総事業費五千万円余りで、本年度、三十年度は二千四百万円の

金は予備費から一千万円支出いたしました。これにつきまして必要な仕事を速急にやりたい。それとともに、それに関連して民間の復興資金がきわめて窮屈になりましたので、その一般の復興に伴う資金需要というものを充足させたいといらう考えで今度の法律案の御審議をお願いしたのでござります。

大体以上のよろんな状況でございまして、逐次問題が国の力の許す限度において進捗しつつありますので、この点御報告申し上げます。

○小林武治君 今保証協会の資金がどのくらいで、保証をどのくらいしておるか、一つお伺いいたします。

○政府委員(小林興三・次君) 保証協会のこの資金の資料をお預りいたしましたところ、資本額は四億九千万円あるのでございますが、この四億九千万円の回収が実は問題でございまして、この債権につきまことにいたしたのでございます。その債権額は四億九千万円あるのでございますが、いろいろ占領期間中の債権なものはありますから、クレームがたくさんついておりまして、はかばかしく回収が必ずしもいつておらぬのでござります。そこでこの債権の回収額として回収見込み額の状況の資料をお配りいたしておきましたが、大体三十一年度末までに二千八百万の債権が返つてくる見通しであります。これだけがまとあ現金化されておるのでございまし

やつておるわけでござります。そこで今仕事を後大体月八十万円くらいの見当で返つてくる計画であります。この三十一年度中の回収の状況だけでは、資金需要が動きがつかぬというので今度の増額をお願いしたのであります。それについての保証需要額といふような資料も別途お配りいたしておきましたが、大体三十一年度においては長期の保証として一億四千円、漁船とか製糖工場とか、農業倉庫……どうも今までお手元までいっていないそうで大へん恐縮いたしました。

○小林武治君 こないから質問したのです。

○政府委員(小林與三次君) 今すぐ取り寄せてお配りいたします。

それでは、長期の保証が三十一年度一億四千万円で、おもなる事業としては漁船、製糖工場、農業倉庫等の産業資金でございます。そのほかに名瀬市の火災に伴う住宅、店舗等の建築資金として約四千五百万。これが長期資金として必要である。それから短期の資金といったしまして、運転資金でございますが、昭和三十一年度において約七億二千万円必要を予定しておるのであります。それはつむぎ、黒糖の買い上げ資金及び食糧、肥料の購入代金等に伴う運転資金でございます。そういうことで運転をいたしておりまして、現在の保証額の累計は一月は一億四千万ぐらいの仕事をいたしておるはずでござります。大体基金の八倍で抑えておりまして、その範囲内でやっておるのであります。が、保証協会が店を開きましてからまだ早々でございますので、仕事がこれから動き始めたというのが正直のところ現状でございます。

多々あると思ひますので、それらに対する御措置をおとりになつておるか、この点一つ伺います。

○政府委員(小林與三次君) 実はこれは御承知の通り、信用保証協会出資になりました四億九千五百万というものが戦争中アメリカが向うに援助しておった債権でございまして、これは当然に奄美の復興というか、そのために使わるべきものとして、この債権をアメリカからそのまま日本政府に譲り渡しを受けまして、その譲渡を受けたものを奄美の復興事業にそのまま活用しようと、こういふので信用保証協会を作ることにいたした次第でございます。それ以外の問題は、当然日本の国として一般的な援助復興につきましてはやるべきでございまして、それ以上特別に向うと交渉等のことは聞いておりませんし、やるつもりも私のところとしては全然持つておりません。国内の力で自力復興を当然にやっていくべき問題だと考えております。それから奄美自身は占領によつて日本の行政が停止しておりましたから、いろいろな行政が立ちおくれておりますが、爆撃によつて相当焼けた所がござりますが、占領によって向うで損失を受けるというようなことは実はないでございまして、むしろ放散されておつた、そこに立ちおくれた問題があるというのが実情でござります。

○加瀬亮君 言葉じりをつかまえるわけではありませんがね。たとえばあの当時の委員長その他の委員を代表されて視察をされて帰られた方の報告にも、たとえば学校の建築などにいたしましても、その他いろいろの行政機構などにいたしましても、占領されて

おつたがために被害をかくのごとくやったわけです。ですからただ占領されてしまつて、行政権が向うに移つたから被害があつた、あるいは立ち去られたために復興がおくれているのだということではないといふことは、あの当時の委員長報告をすなおに受けければ、あると思うのですよ。それに対してやはりそれはそれで認めて、その認識の上に立つて措置をしてやるということなければならないといふのです。たとえば学校なんかの回復状況といふものはほんなふうになつておりますか。

あります。もつとも統合ということになりますと、現地でいろいろ問題がありますが、われわれといたしましては、やはりある程度きちんとしたものに復興してやらなければならぬということで、多少強硬に統合方針を基礎にして復興を進めております。もうだいぶでき上りますから、そういうものの数その他の状況はあらためて御報告申し上げます。

に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、これより採決に入ります。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の拳手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松岡平市君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第二百四条による本会議における委員長の口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか。——御署名漏れはないと認めます。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方税法(昭和二十五年法律第二五
百九十九条の三)に、「第四章 目的
税 第一節 軽油引取税
第一款 徵収(通則第七百条の十七
九条一第七百一条)を、第九節 市町
村等(第七百条の四)に、「第五款 罰
則取締(第七百条の四)を、第六款 使
用課税等(第七百条の四)を、第三節
水利用地税等(第七百二
改める。
第四条第四項中「道府県は、」の下
に「前項に規定するものを除くほか、」
を加え、同項を同条第五項とし、同
条第三項の次に次の一項を加える。
4 道府県は、目的税として、軽油
引取税を課するものとする。
第五条第四項中第三号を第四号と
し、第二号を第三号とし、第一号を
第二号とし、同項に第一号として次
のように加える。

県又は市町村の地方團体の徵収金に充當することができる。

第二十四条第一項第四号を次のよう改める。

四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設

(「寮等」という。以下道府県民税及び市町村民税について同じ)。

を有する法人で該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの及び道府県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない

所又は寮等を有する法人でない

社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの

第二十九条中「事務所又は寮等」

を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第四十一条第一項中「充当加算金」の下に「第三百二十二条第二項の規定に基く納期前の納付に対する金、」を加える。

第四十七条第一項第三号中「還付」を「還付し、又は充当」に改め、同項第四号中「還付した」を「還付し、又は充当した」に改め、「還付加算金」の下に「又は充当加算金」を加える。

第五十二条第三項並びに第五十三条第一項、第二項及び第六項中「事務所又は事業所を「事務所、事業所又は寮等」に改める。

第七十二条の十三第一項中「第二項若しくは第三項」を「次項」に改め、同条第三項削り、同条第四項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第七十二条の十三第一項中「第二項若しくは第三項」を「次項」に改め、同条第三項削り、同条第四項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第七十二条の十四第六項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を

同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 自動車損害賠償責任保険(自

動車損害賠償保険法(昭和三十

年法律第九十七号)第三章に規

定する保険をいう。)にあつて

は、各事業年度の正味収入保険料に百分の十を乗じて得た金額

を第七十二条の十七第一項ただし書及び第七十二条の二十二第六項第三号中「第七十二条第六項」を「第七十

二条第五項」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「第

七十二条の十三第五項」を「第七十二条の十三第四項」に改める。

第七十三条第四号を次のよう改める。

四 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。

第七十二条の二十九第一項中「第

七十二条の十三第五項」を「第七十二

条の十三第四項」に改める。

第七十三条第四号を次のよう改める。

五 住宅 人の居住の用に供する金、」の下に「第三百二十二条第二項の規定に基く納期前の納付に対する金、」を加える。

第四十七条第一項第三号中「還付」を「還付し、又は充当」に改め、同項第三项を「第七十六条第三項」に改め、同条を第七十八条とし、第七十六条の次に次の二条を加える。

(娛樂施設利用税の非課税)

第七十七条 道府県は、学校教育法第一條に規定する学校の学生、生徒、児童又は幼児がスケート場の施設を利用する場合においては、

当該利用に対しては、娛樂施設利

用税を課することができない。

第八十一条及び第八十三条第一項中「申告納付すべき納稅義務者」を「娛樂施設利用税の申告又は報告の義務」に改める。

第八十二条の十三第一項中「第二項若しくは第三項」を「次項」に改め、同条第三項削り、同条第四項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

第七十二条の十四第六項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を

改める。

第八十六条ただし書を次のように改める。

第九十一条の四 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項に

ただし、第七十六条第二項の規定によつて娛樂施設利用税を課する場合における徵収は申告納付の方法によるものとし、同条第三項の規定によつて娛樂施設利用税を課する場合その他の特別の必要がある場合における徵収は申告納付又は普通徵収の方法によることができる。

第九十一条中「納稅者」を「申告

納稅者」に改め、同条の次に次の四

条を加える。

第七十七条の見出し中「又は申告

納付」を「申告納付」、又は「納付」に

及び第九十五条第三項中「納稅者」を「申告納稅者」に改める。

第九十三条中「又は納稅者」を「申

告納稅者又は納稅者」に改める。

第九十四条第二項から第四項まで

の規定によつて申告し、又は報

告すべき事項について正当な理由

を加える。

(娛樂施設利用税の普通徵收)

第九十五条の二 娛樂施設利用税を

普通徵收の方法によつて徵収する

場合においては、該道府県の各

条例の定めるところにより、毎月ご

とに、納期を定めて徵収するもの

とする。

2 前項の場合において、普通徵收

の方法によつて徵収される娛樂施

設利用税を納付すべき納稅者(「納

稅者」という。以下娛樂施設利用

設利用税を納付すべき納稅者(「納

稅者」という。以下「納稅者」を「申告

納付」を「申告納付」、又は「納付」に

及ぶ第九十五条第三項中「納稅者」を「申告納稅者」に改める。

第九十三条中「又は納稅者」を「申

告納稅者又は納稅者」に改める。

第九十六条の見出し中「又は申告

すればならない。

又は前項の規定による出訴があつても、過料の徵収は、停止しない。

人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(娛樂施設利用税に係る不申告等に關する過料)

第九十二条の二 第二項中「前条」を「第

九十二条又は第九十二条の二」に、「納稅者」を「申告納稅者又は納稅者」に改める。

第九十三条中「又は納稅者」を「申告

納稅者又は納稅者」に改める。

第九十四条第二項から第四項まで

の規定によつて申告し、又は報

告すべき事項について正当な理由

を加える。

(文書をもつてしなければならない。

文書をもつてしなければならない。

8 第二項の規定による異議の申立

又は前項の規定による出訴があつても、過料の徵収は、停止しない。

人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、これも停止することができる。

ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は關係人の請求によつて

課する場合その他の特別の必要がある場合における徵収は申告納付又

は普通徵収の方法によることがで

きる。

第九十三条中「申告納付」を「申告

納付」に改め、同号を

及び第九十五条第三項中「納稅者」を「申告納稅者」に改める。

第九十三条中「又は納稅者」を「申告

納稅者又は納稅者」に改める。

第九十四条第二項から第四項まで

の規定によつて申告し、又は報

告すべき事項について正当な理由

を加える。

(文書をもつてしなければならない。

文書をもつてしなければならない。

第七百条の十一第四項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 軽油の引取で本邦からの輸出として行われたもの

二 特約業者からの引取で当該特約業者が他の特約業者から引取を行つた軽油に係るもの

三 前号に掲げるもののほか、すでに引取について軽油引取税を課された軽油に係る引取

第七百条の六 道府県は、次の各号に掲げる軽油の引取に対しては、第七百条の十五第一項の規定による免税証の交付があつた場合及び第七百条の二十二第四項又は第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

二 海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の光源用に供する軽油の引取

三 日本国鉄道、地方鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの主たる推進機関の動力源に供する軽油の引取

四 農業又は林業を営む者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取

五 隣磁器製造業その他の政令で定める事業を営む者が陶磁器の製造工程における焼成の用途その他の政令で定める用途に供する。

（軽油引取税の税率）

第七百条の七 軽油引取税の税率は、軽油一千リットルにつき、六千円とする。

（軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権）

第七百条の八 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に因する帳簿類その他の物件を検査することができる。

一 特別徴取義務者

二 納税義務者又は納稅義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該軽油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

定にかかわらず、第七百条の三十一第一項の定めるところによる。第八第一項の定めるところによる。

第一項又は第二項に規定する当該徴税吏員の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

（軽油引取税に係る検査拒否等に關する罪）

第七百条の九 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを持続した者

三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

2 軽油引取税の徴収の方法

（軽油引取税の徴収の方法）

第七百条の十 軽油引取税の徴収について、必要最少限度の容量を見本として採取することができる。

前二項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 軽油引取税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規

合においては、特約業者又は元売業者その他の徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の十一 軽油引取税を特別徴収によって徴収しようとする場

合においては、納入申告書を提出しなければならない。

第二項の規定によつて納入した納入金のうち、軽油引取税の納税義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、當該納稅者に対して求償権を有する。

（軽油引取税の特別徴収義務者と権利を有する）

前項の求償権に基いて訴を提起した場合には、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他の必要な援助を与えなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第七百条の十二 前条第一項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、その特別徴収すべき軽油引取税に係る營業所ごとに、當該營業所における軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を道府県知事に申請しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第七百条の十三 前条第一項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として登録をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の十四 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の十五 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の十六 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の十七 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の十八 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の十九 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の二十 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の二十一 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の二十二 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の二十三 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

第七百条の二十四 前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者）

2 第七百条の四第四項の規定に違反して軽油を譲り受けた者も、前項と同様とする。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合に各項の罰金刑を科する。

においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人にに対し、当該各項の罰金刑を科する。

(軽油引取税の徴収猶予)

第七百条の二十一 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第七百条の十二第二項の納期限まで受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合において、当該特別徴収義務者が政令で定めるところにより担保を提供したときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入しができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限度でその徴収を猶予するものとする。

2 第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた特別徴収義務者がその徴収猶予を受けた者を受けた地方団体の徴収金を期限内に納入しない場合について準用する。この場合において、第十六条の四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しな

い場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「第七百条の二十一第一項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納入しない場合」と、同条第四項及び第五項中「第十六条の二の」とあるのは「第七百条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額中当該徴収猶予をした期間に對応する部分の金額を免除するものとする。(軽油を返還した場合及び引取後に免稅用途に供した場合における措置)

第七百条の二十二 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油の引取が行われた後販売契約の解除により、その引取に係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取に係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油の引取は行われなかつたものとみなされ、すでに軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、道府県知事は、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に對応する部分の金額を、当該特別徴収義務者の申請により、還付するものとする。この場合においては、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該還還された軽油に對応する部分の金額を、当該特別徴収義務者の申請により、還付するものとする。

2 第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた特別徴収義務者がその徴収猶予を受けた者を受けた地方団体の徴収金を期限内に納入しない場合について準用する。この場合において、第十六条の四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しな

い場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「第七百条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

3 軽油の引取を行つた者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合には、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えるなければならない。

4 第七百条の六各号に掲げる者が、免稅証の交付を受けた後当該免稅証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要が生じたため、軽油引取税の特別徴収義務者から免稅証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要があると認められた場合において、その事実及び数量を当該免稅証を交付した道府県知事に証明してその承認を得た場合において、その旨を当該販売業者を通じて当該販売業者に当該軽油の引渡を行つた軽油引取税の特別徴収義務者に申出たときも、また、前項と同様とする。

6 第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(帳簿記載義務)

第七百条の二十三 軽油引取税の特別徴収義務者は、その営業所ごとに帳簿を備え、次の各号に掲げる事項をこれに記載しなければならない。

一 引渡を受けた軽油の数量及び引渡を受けた日並びに引渡を受けた相手方の事業所所在地及び氏名又は名称

二 貯蔵している軽油の数量及び引渡を行つた軽油の数量及び引渡の日

三 引渡を行つた軽油の数量及び引渡の日

四 前各号に掲げるもののほか、当該道府県の条例で定める事項

(帳簿記載の義務違反に關する罪)

第七百条の二十四 前条に規定する事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者は、五万円以下の罰金に処する。

5 第七百条の六各号に掲げる者が、免稅証の交付を受けた後当該免稅証に記載された数量をこえる数量の軽油を同条各号に掲げる用途に供する必要が生じたため、軽油引取税の特別徴収義務者以外の販売業者から免稅軽油以外の軽油の引取を行つてこれを同条各号に掲げる用途に供したことについてその事実及び数量を当該免稅証を交付した道府県知事に証明してその承認を得た場合において、その旨を当該販売業者に記載した軽油の引渡を行つた職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に運営を図るため必要があると認められる場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に運営を図るため必要があると認められる場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人にに対し、同項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する。

(軽油引取税に係る自治庁職員の質問検査権等)

第七百条の二十五 自治庁長官は、

軽油引取税の徴収について適正な運営を図るために必要があると認められる場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に運営を図るために必要があると認められる場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に運営を図るために必要があると認められる場合においては、その指定する職員をして、次に掲げる者に質問させることができる。

一 元売業者又は元売業者として指定することが必要であると認められる者

二 前号の者から軽油その他の石油製品の引取を行う者

三 前項の場合においては、当該職員は、軽油その他の石油製品について必要最少限度の容量を見本品として採取することができる。

四 前二項の場合においては、当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(軽油引取税に係る自治庁職員の検査拒否等に關する罪)

第七百条の二十六 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の帳簿書類で虚偽の記載をしたものを持続した者

三 前条第一項の規定による自治の職員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

4 第一項又は第二項の罪を犯した者は、刑法第四十八第二項、第六十三条及び第六十六条の規定に處する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、適用しない。ただし、懲役刑には、刑法第四十九条第二項、第六十三条及び第六十六条の規定に處する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合は、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(輕油引取税に係る賦税に関する罰)

第七百条の二十七 第七百条の十一 第二項の規定によつて徵収して納付すべき輕油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつた輕油引取税の特別徵收義務者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料科に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

2 第七百条の十四の規定によつて納付すべき輕油引取税の全部又は一部を免かれた納稅者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金若しくは料科に処し、又は懲役及び罰金を併科する。

(輕油引取税に係る納期限の延長)

第七百条の二十八 道府県知事は、当該道府県の条例の定めるところによつて、輕油引取税の特別徵收義務者は納稅者のうち特別の事情がある者に対し、納期限の延長をすることができる。ただし、輕油引取税の特別徵收義務者に対する納期限の延長の期間は、三十日をこえることができない。

(輕油引取税の減免)

第七百条の二十九 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において輕油引取税の減免を必要とすると認められる納稅者に限り、当該道府県の議会の議決を経て、輕油引取税を減免することができる。

(輕油引取税に係る更正及び決定)

第七百条の三十 第七百条の十一 第二項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入し、又は申告納付する輕油引取税に係る延滞金)

第七百条の三十一 道府県の徵稅吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいふ。以下輕油引取税について同じ)があるときは、同条第四項の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徵収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限(第七百条の二十八の規定による納期限)までに納入金額を納入し、又は納付された納付の日までの期間に応じ、当該金額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)と異なるときは、これを更正することができる。

3 道府県知事は、輕油引取税の特別徵收義務者又は納稅者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告し、又は申告すべき課稅標準量及び税額を決定することができる。

4 道府県知事は、第一項の規定にした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科す。

(輕油引取税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百条の三十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合において、第七百条の三十第一項又は第三項の規定による更正があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入し、又は申告納付する輕油引取税に係る延滞金)

第七百条の三十二 輕油引取税の特別徵收義務者又は納稅者は、第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限後にその納入金を納入し、又はその税金を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、これらの規定の納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間に応じ、当該金額が百円以上であるときは百円(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に相当する。

2 次の各号の一に該当する場合においては、道府県知事は、第一号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて、第二号の場合にあつては申告書の提出期限までにその提出がなかつたこと及び更正前の納入申告又は申告に係る課稅標準量

においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、総上徵收をする場合においては、この限りでない。

2 前項の場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期間内において、督促による納入又は納付のための相当の期限を指定しなければならない。

3 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(軽油引取税に係る督促手数料)

第七百条の三十七 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徵收しなければならない。

(軽油引取税に係る滞納処分)

第七百条の三十八 第七百条の三十六の規定による督促を受けた者が六の規定による督促を受けた者が督促状の指定期限までに軽油引取税に係る地方団体の徵收金を完納しない場合又は総上徵收のための納期限変更告知書を受けた者がこれに定められた納期限までに納金若しくは税金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、当該道府県の条例で定める期限までに、国税徵收法の規定による滞納处分の例によつて、これを処分しなければならない。

2 前項の規定による処分に不服ある者は、その処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

3 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

4 第二項の規定による異議の申立に対する道府県知事の決定は、その申立を受理した日から六十日以内にしなければならない。

5 异議の決定は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者に交付しなければならない。

6 异議の申立に因する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第二項の期間に算入しない。

7 异議の決定に不服ある者は、裁判所に出訴することができる。

8 第一項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

9 第二項の規定による異議の申立又は第七項の規定による出訴があつても、処分の執行は、停止しない。ただし、道府県知事は、職権に基いて、又は関係人の請求によつて必要があると認める場合においては、その執行を停止することができる。

(軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の三十九 軽油引取税の特別徴收義務者又は納稅者が次の各税の徴收金を完納しない場合は、當該特別徴收義務者又は納稅者がその財産を占有する第三者的相手方となつた者は、當該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の徴收若しくは十円未満以下の罰金に処し、又はこれを併科する。滞納処分の執行があつた後悔を知つて第一項に規定する行為について、当該特別徴收義務者若しくは納稅者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者も、また、同様とする。

(軽油引取税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の四十 軽油引取税の特別徴收義務者又は納稅者は、滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれる目的で財産を隠匿し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又は財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けた場合においては、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の規定による処分を受けた日から三十日以内に道府県知事に異議の申立をすることができる。

当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をした場合においても、また、同様とする。

2 軽油引取税の特別徴收義務者又は納稅者の財産を占有する第三者が当該特別徴收義務者又は納稅者に滞納処分の執行を免かれさせた者は、三万円以下の罰金に処す

目的で前項に規定する行為をした場合においては、当該特別徴收義務者又は納稅者に対する滞納処分の執行の前後を区別して、同項の例によつて、懲役若しくは罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

3 軽油引取税の特別徴收義務者又は納稅者に対する滞納処分の執行のある前に情を知つて第一項に規定する行為について当該特別徴收義務者若しくは納稅者又はその財産を占有する第三者的相手方となつた者は、當該滞納処分の執行があつた場合においては、二年以下の徴收若しくは十円未満以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

(国税徵收法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否の罪)

第七百条の四十 第七百条の三十八 第二項の場合において、国税徵收法第二十一条ノ三第二項の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処す

る。

一日三錢の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から納入金又は税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して

し、次の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合には、これを微収する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

た場合において、相続人が限定承認をしたとき。

(軽油引取税に係る延滞加算金)

第七百条の四十二 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、軽油引取税に係る納入金額又は税額が百円以上であるときは、

百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）について

一日三錢の割合をもつて、督促状の指定期限の翌日から納入金又は税金完納の日までの日数によつて

計算した延滞加算金額を加算して

し、次の各号の一に該当する場合及び延滞加算金額が十円未満である場合には、これを微収する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に因して前項の違反行為をした者は、三万円以下の罰金に処す

る。

る支所、地方事務所若しくは税務に關する事務所の長がそれぞれ行い、國税局又は税務署の取稅官吏の職務は道府県知事がその職務を定めて指定する道府県の徵稅吏員が行うものとする。この場合において、道府県知事は、軽油引取税に関する犯則事件が道府県知事を除く税務署長の職務を行なう者がその職務を行なう区域外において発見された場合に限り、税務署長の職務を行うことができる。

第七百条の四十五 第七百条の四十

三の場合において、收稅官吏の職務を行う者は、その所属する道府県の区域外においても、軽油引取税に関する犯則事件の調査を行なうことができる。

第七百条の四十六 第七百条の四十

三の場合において、軽油引取税に関する犯則事件は、周接国税に関する犯則事件とする。

第七百条の四十七 第七百条の四十

三の場合において、国税犯則取締法第十四条第一項の規定による通告处分によつて納付された金銭その他の物品は、当該道府県の收入とする。

(国税犯則取締法を準用する軽油引取税に係る犯則事件に関する検査拒否の罪)

第七百条の四十八 第七百条の四十
三の場合において、第七百条の四十六の規定によつて周接国税に関する犯則事件とされる軽油引取税に係る犯則事件について、国税犯則取締法第一項の收稅官吏の職務を行なう第七百条の四十三の道府県の徵稅吏員の検査を拒

み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第六款 使途等付

(軽油引取税の指定市に対する交付)

第七百条の四十九 指定市を包括する道府県(以下「指定府県」といいう。)は、總理府令で定めるところにより、当該指定府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額を控除して得た額(以下「控除額」といいう。)から軽油引取税の徵收に要する費用として總理府令で定める額を控除して得た額を、指定市は当該指定市が同条の規定によつて交付を受けた金額をそれを道路に與する費用に充てなければならない。

第二節 都市計画税

(都市計画税の課税客体等)

第七百一条 市町村は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)に基いて行なう都市計画事業又は土地区画整理法に基いて行なう土地区画整理事業に要する費用に充てるため、

当該市町村の区域で都市計画区域として決定されたものの全部又は一部の区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として決定されたものとす。

2 前項の道路の面積は、總理府令で定めるところにより、それそれ当該道路の幅員にその延長を乘じて算定するものとする。ただし、一幅員による道路の種別、自動車一台当たりの道路の延長その他の事情を参考して、總理府令で定めるとこにより、補正することができる。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(第三百四十九条の三第一項又は第八項の規定の適用を受ける土地又は家屋については、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第三百四十三条(第三項を除く。)において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

(軽油引取税等の用途)

第七百条の五十 道府県は当該道府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額(指定府県

にあつては、当該指定府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額から前条の規定によつて指定市に交付した額に相当する額を控除して得た額)から軽油引取税の徵收に要する費用として總理府令で定める額を控除して得た額を、指定市は当該指定市が同条の規定によつて交付を受けた金額をそれを道路に與する費用に充てなければならない。

第三項の規定により土地及び家屋に対して都市計画税を課すべき区域は、当該市町村の条例で定められる。

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百一条の二 市町村は、国並びに都道府県、特別市、市町村、特別区、これらの組合及び財産区に対する、都市計画税を課することができない。

(都市計画税の賦課徴収等)

第七百一条の七 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第十八条の規定に基く還付加算金若しくは充當加算金、第三百六十五条第二項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金、第三百六十八条规定は、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するものほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第四項まで又は第三百五十二条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対するでは、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するものとし、市町村は、第三百四十八条第二項から第四項まで又は第三百五十二条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対するでは、都市計画税を課することができない。

(都市計画税の税率)

第七百一条の三 都市計画税の税率は、百分の〇・二をこえることができない。

(都市計画税の納稅管理人)

第七百一条の四 第三百五十五条の規定により市町村長に申告された固定資産税の納稅管理人は、当該納稅義務者に係る都市計画税の納稅管理人として、納稅に關する一切の事項を處理しなければならない。

(都市計画税の賦課期日)

第七百一条の五 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(都市計画税の納期)

第七百一条の六 都市計画税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情があ

る場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(都市計画税の賦課徴収等)

第七百一条の七 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第十八条の規定に基く還付加算金若しくは充當加算金、第三百六十五条第二項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金、第三百六十八条规定は、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2 都市計画税の賦課徴収については、異議の中止及び出訴についての規定を適用するものとする。

(都市計画税の納稅義務者)

2 都市計画税に係る地方團体の徵収金を、固定資産税に係る地方團体の徵収金の納付の例により納付する。

3 都市計画税の納稅義務者は、都市計画税に係る地方團体の徵収金を、固定資産税に係る地方團体の徵収金を、固定資産税に係る地方團体の徵収金の納付の例により納付する。

3 都市計画税の納稅義務者は、都市計画税及び固定資産税に係る地方團体の徵収金を、固定資産税に係る地方團体の徵収金を、固定資産税に係る地方團体の徵収金の納付の例により納付する。

た価格等」とあるのは「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二条中「第四百五十五条第一項(第四百十九条第三項の場合を含む)の概観期間の初日からその末日後十日までの間ににおいて、」とあるのは「当該固定資産の価格等の通知を受けた日」と読み替えるものとする。

第九条 昭和三十一年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九条の四第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、昭和三十一年三月三十一日までの間に昭和三十年国勢調査の結果が官報に公示されたときは、同条第五項本文の規定にかかわらず、当該公示に係る人口によるものとする。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十一条 新法第四百八十九条第五項及び第六項の規定は、昭和三十一四年四月一日以後において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税から適用する。

(軽油引取税に関する規定の適用)

第十二条 新法第七百条の二第一項及び第二号の規定による元売業者の指定、新法第七百条の十一第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の指定、新法第七百条の十

二第一項及び第二項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録及び証票の交付、新法第七百条の十五第一項及び第二項の規定による免税証の交付並びに新法第七百条の二十五の規定による自治料職員の質問、検査又は採取は、軽油引取税に関する部分の施行の日前においても行うことができる。この場合においては、新法第七百条の十三第一項第一号及び第二

項、第七百条の十八、第七百条の十九第一項及び第三項並びに第七百条の二十六の規定の適用があるものとする。

第十二条 この法律中軽油引取税に関する部分の施行の際、新法第七百条の十一第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者でない販売業者が一キロリットル以上の軽油を所持している場合においては、当該販売業者が、当該部分の

施行の日に、特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定を適用する。

第十三条 前条の場合においては、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律中軽油引取税に関する部分の施行の日から起算して十五日以内に、前条の規定により特約業者から行つた引取とみなされる軽油の所持に係る軽油引取税の課税標準、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

第十四条 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分に係る延滞金及び延滞加算金中当該延滞金及び延滞加算金を当該徴収猶予をした期間内に對応する部分の金額を免除するものとする。(改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきである)

第十五条 前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(住宅組合法の一部改正)

六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納稅者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徵收金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二号)附則第十三条第二項」と、同法第六条項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項」と、同法第十六条の第四項及び第五項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶子を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同法第十四項及び第五項中「第十六条の二にとあるのは「地方税法の一項を改正する法律附則第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第十六条 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)の一部を次のよう改訂する。

第十七条 農林中央金庫法(大正十一年法律第二号)の一部を改正する法律附則第十六条第二項中「第六条」を「第六条、第六条ノ二」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十八条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を次のように改訂する。

第十九条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。以下同じ。)」と並んで「宿泊する者」を「宿泊し、又はその他の利用行為をする者」に、「固定資産税」を「固定資産税及び都市計画税」に、

特例に関する法律の一部改正

の安全保全条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十一条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十二条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十三条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十四条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十五条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十六条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十七条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十八条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第二十九条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十一条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十二条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十三条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十四条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十五条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十六条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十七条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十八条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第三十九条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十一条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十二条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十三条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十四条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十五条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十六条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

十七年法律第百十九号)の一部を

次のように改訂する。

第四十七条 合衆国軍隊が日本国において所有し、若しくは使用する財産又はその移転は、第三条の表中「宿泊」の下に「並

びにその他の利用行為(地方税法百十三条第一項に規定するその

他の利用行為をいう。以下同じ。)

の臨時特例に関する法律(昭和二

昭和三十一年二月二十九日印刷

昭和三十一年三月一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局